

■ 連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

連 結		(単位:百万円)	
項 目	2024年度	2025年度	
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	45,942	46,796	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,191	1,196	
うち、利益剰余金の額	44,809	45,647	
うち、外部流出予定額(△)	59	47	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等	—	—	
うち、為替換算調整勘定	—	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,173	1,260	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,173	1,260	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	47,115	48,057	
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	42	107	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	42	107	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
退職給付に係る資産の額	632	823	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	675	931	
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	46,440	47,125	
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	385,782	386,286	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,994	18,062	
フロア調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	403,776	404,348	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.50%	11.65%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産などに照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しています。
なお、当グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。